

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	206 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	182 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	47 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、国民年金制度が発足した時期から、両親及び姉と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は両親が負担してくれていた。納期限までに納付できずに督促され、気まずい思いをして納付したこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、催告状とともに送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を市役所内の郵便局で納付したと具体的に説明しており、申立人が所持する国民年金手帳に貼付されている領収済通知書には、申立人の住所、氏名、国民年金手帳記号番号、金額及び申立期間に対応する納付期間が記載されている。また、記載されている金額は、申立期間の保険料を、第2回特例納付による特例納付及び過年度納付で納付した場合の金額と一致しており、申立人が当時居住していた市の申立人の国民年金被保険者名簿には、第2回特例納付を示す「附18条」の押印があることが確認できるなど、申立人が所持している領収済通知書は、様式及び記載状況から申立期間当時に作成されたものと認められ、納付書が送付されてきたとの申立てを裏付けるものとなっており、全体を通じて申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7447

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年に国民年金の加入手続を行い、転居時も国民年金の住所変更の手続を行い、国民年金保険料を納付書で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間であり、前後の期間は納付済みである。また、申立人が現在所持する年金手帳の住所欄には昭和 53 年 5 月に転居した先の住所が記載されており、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分欄には、53 年 6 月に申立人の転居に伴い国民年金被保険者台帳が移管された旨の記載があることから、申立人は国民年金の住所変更手続を適切に行ったものと推察されることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年12月までの期間及び58年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年4月から同年12月まで
② 昭和58年4月から62年3月まで

私は、国民年金保険料を銀行及び郵便局で納付していた。また、申立期間②は申請免除とされているが、当時は、夫が営む事業が繁盛しており、夫の所得額も1千万円から2千万円くらいあったので、免除されるとは思われないし、免除申請自体していない。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の手帳記号番号払出以降、申立期間を除き、国民年金保険料を60歳に至るまですべて納付している上、申立期間①については、当該期間は9か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであり、途中の申立期間①のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②については、申立人の夫が所持する預金通帳から、夫の経営する店舗の経営状況が当時順調であったことが確認でき、当時、申立人が保険料を納付することが困難であり、申請免除の手続をしなければならない状況にあったとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、申立期間を含む昭和55年4月から62年3月までの期間が、当委員会の決定に基づき、納付済みに記録訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年11月まで

私又は私の父は、申立期間の私の国民年金保険料を納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した昭和52年2月7日付けの領収証書を所持している。申立期間は、当該納付時点では、時効により保険料を納付できない期間であるが、申立期間の保険料が還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として取り扱われていたことは明らかである。

時効により保険料を納付できないことを理由として、申立期間の保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月及び同年6月

私は、会社を退職した平成8年に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していた。妻の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に保険料を納付していたとする妻は、申立期間について国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っている上、申立期間の自身の保険料を納付期限内に納付していることが確認できる。

また、申立期間後の夫婦の保険料は納期限内に夫婦同日に納付されていることがオンライン記録から確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月から 53 年 4 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、父から国民年金保険料は納付しなければいけないと厳しく言われていたこともあり、昭和 52 年 9 月に任意加入して 53 年 5 月に資格喪失するまでの期間及びその後の国民年金の加入期間について保険料を納付しなかったとは考えられない。申立期間①が未加入期間とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当時は実家に戻った時期であり、父親が国民年金保険料を納付してくれていたと説明しており、父親は当該期間後の昭和 55 年 6 月に、申立人の 38 年 9 月から 46 年 6 月までの期間及び 52 年 4 月から同年 8 月までの期間の 99 か月分の保険料を第 3 回特例納付で納付していることが確認できる。当該特例納付時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、特例納付保険料よりも低額の過年度保険料を未納のままにして、上記の特例納付が行われたとは考えにくいなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間③については、当該期間は 6 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、直前の期間及び当該期間後の昭和 63 年 4 月以降の保険料は現年度納付されていることがオンライン記録から確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 52 年 9 月に国民年金に任意加入して、保険料を納付したと説明しており、申立人が所持する年金手帳から 52 年 9 月に任意加入したことが確認できるものの、上記のとおり当該期間直前の 52 年 4 月から同年 8 月までの 5 か月分の保険料は 55 年 6 月に第 3 回特例納付により納付されており、当該期間当時に、この 5 か月分の保険料を未納にしたまま当該期間の保険料を納付したとは考えにくいことから、当該期間は任意加入の未納期間であり、制度上、特例納付をすることができなかつたものと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 10 月から 47 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで
④ 昭和 62 年 3 月

私は、未納となっていた期間の国民年金保険料は後からすべてさかのぼって納付したはずであり、60 歳以降も年金額を増やすために任意加入して保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間は 1 か月と短期間で、申立人は、60 歳以降の任意加入制度が開始された昭和 61 年 4 月に国民年金に任意加入し、当該期間を除き、65 歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している上、当該期間の前後の保険料は現年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間に継続して保険料を納付していたことについて記憶は曖昧である。また、申立人は、昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの 51 月分の保険料を第 2 回特例納付で納付していることが確認でき、申立人の生年月日における年金の受給資格期間は 216 月であり、60 歳到達時の納付済月数は 225 月となっていることからみて、申立人は、受給資格期間を満たすために当該特例納付を行ったものと推測できる上、申立人は、第 2

回特例納付についての記憶は曖昧^{あいまい}であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、制度上、国内在住の 60 歳以上 65 歳未満の者が任意加入適用とされたのは昭和 61 年 4 月 1 日以降であり、当該期間は適用前の期間であるため保険料を納付することはできない上、申立人の特殊台帳、被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人は 60 歳到達時の 59 年*月*日に資格を喪失し、61 年 4 月 18 日に任意加入していることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 43 年 6 月まで

私が住み込みで働いていた美容室の経営者は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。当時の同僚は保険料が納付されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前は、住み込み先の美容室の経営者が申立人の国民年金の加入手続きをしてくれて、申立人が結婚して独立開業するまで国民年金保険料を給料から天引きし納付してくれていたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 36 年 4 月ごろに払い出され、申立期間直前までの保険料は納付されており、41 年 4 月に年金手帳が更新されていることが特殊台帳により確認できる。

また、当時、申立人と同様に当該美容室に住み込みで働いていた同僚は、経営者が保険料を給料から天引きし納付してくれていたと証言しており、当該同僚は独立開業する 42 年ごろまでの保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7454

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、平成元年に会社を退職後、しばらくして市役所で国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付しており、納付しなかったことはない。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金
加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、婚姻後、申立期間及びその前後の期間を通じて住所の変
更はなく、保険料納付月が確認できる平成4年度以降は、保険料をおおむね
毎月納付しており、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に保険料
の納付をすることが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月

私は、納付済みとなっている昭和61年6月及び7月の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人は、申立期間直前の昭和61年8月に転居しているが、すでにこの時点で転居前に居住していた市の納付書は交付されていたものと考えられるため、申立期間の保険料を納付することが可能であったと推察されること、当該納付書は転居先の市内に所在する金融機関でも使用可能であったことが確認できることなど、申立期間直前の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7457 (事案 2113 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から42年3月までの期間及び55年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和41年11月から42年3月まで
③ 昭和55年7月から同年9月まで

私は、昭和49年ごろに送られて来た納付書により過去の未納期間の国民年金保険料を一括して納付した。また、55年7月ごろは夫の保険料と一緒に納付書又は口座振替により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立期間の保険料を納付した時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人が納付したとする納付額は、納付済みと記録されている昭和41年4月から同年10月までの期間、42年4月から46年12月までの期間及び47年1月から49年3月までの期間の保険料を第2回特例納付及び過年度納付した金額とおおむね一致しており、申立期間①、②の保険料は含まれていないと考えられること、また、申立期間③については、保険料と一緒に納付したとする夫も同期間の保険料が未納となっていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月10日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、本再申立てにおいて、申立期間②は、申立人がさかのぼって納付したと新たに説明する納付額約8万円は、当該期間を含む昭和41年4月から49年3月までの期間を過年度、現年度及び第2回特例納付で納付

した場合の保険料額とおおむね一致すること、及び申立期間は5か月と短期間であり、前後の期間の保険料は第2回特例納付により特例納付済みであること、また、申立期間③については、申立人は、当時は夫の事業が順調で55年4月に自宅兼営業所を購入したと新たに説明しており、納付が困難な状況にはなかったと推認され、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は特例納付後の49年4月から60歳まで当該期間を除きすべての保険料を納付していることなどを踏まえると、申立内容に不自然さはみられない。

一方、申立期間①については、申立人がさかのぼって納付したとする約8万円は、申立期間②を含む昭和41年4月から49年3月までの納付額とおおむね一致し、申立期間①を含めると当時の保険料額と大きく相違するなど、申立期間①を含まないと考えられ、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から42年3月までの期間及び55年7月から同年9月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年12月まで

私は、区の出張所で住民登録をした昭和51年12月に国民年金の加入手続を行い、同出張所の窓口で未納分の国民年金保険料を納付できるとの説明を受け、作成してもらった納付書により一括で10万円前後納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月については、申立人が国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の記号番号が払い出された51年12月時点では、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、申立期間後から平成16年8月までの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、加入手続の際、区出張所職員から未納分を納付できると説明を受けて、未納分の保険料に係る納付書を作成してもらい、保険料を納付したと具体的に説明しており、申立期間直後の昭和50年1月から51年3月までの保険料は過年度納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年4月から49年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を一括納付したとする51年12月は、特例納付実施期間でも無い上、その時点において、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、一括納付したのはその時の1回だけだったと説明するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

私は、就職した大学の人事課の職員から、学生であった申立期間の国民年金保険料を納付することを勧められ、平成5年4月に区役所で国民年金の加入手続きを行い保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は4か月と短期間である。また、申立人が勤務していた大学が保管している申立人の「平成5年分給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は申立期間の保険料額と一致しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年4月時点で、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、当該大学の当時の人事担当者から、当該保険料控除申告書に添付されていた国民年金保険料の領収証書により記載金額を確認した後、当該領収証書を申立人に返却した記憶があるとの証言もあるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間、40 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 40 年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 40 年 10 月から 41 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月まで

私達夫婦は、昭和 35 年ごろ、自宅に来た区の職員に勧められ国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間については、夫婦が所持する 38 年 7 月 25 日発行の国民年金手帳の当該期間の印紙検認欄に、38 年 9 月 26 日付の検認印が押されていることから、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②及び③については、3 か月及び 6 か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び申立期間④については、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、国民年金の加入時期、場所及び当該期間の保険料の納付額等の記憶が曖昧である。

また、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、夫婦の国民年

金手帳の記号番号は 38 年 7 月に払い出されており、この払出時点では、当該期間の保険料は過年度納付となるが、妻は、保険料をさかのぼって納付したことは無いと説明しており、夫婦に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間④については、妻は、自宅に来る集金人以外に保険料を納付した記憶が無いと述べているが、夫婦の 2 冊目の国民年金手帳の印紙検認欄には、当該期間直前の昭和 44 年 4 月から同年 9 月までの期間に検認印が押されているが、当該期間の欄には検認印が無いことから、妻が当該期間の保険料を納付したとすれば 45 年 4 月以降であると考えられるものの、同年 4 月 27 日に、申立人は厚生年金被保険者となり、妻は国民年金被保険者資格を喪失したことが夫婦が所持する国民年金手帳及びオンライン記録により確認でき、同月以後は集金人による保険料の収納は行なわれていなかったものと推察されるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間、40 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 40 年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間、40 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 40 年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 40 年 10 月から 41 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月まで

私達夫婦は、昭和 35 年ごろ、自宅に来た区の職員に勧められ国民年金の加入手続きを行い、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間については、夫婦が所持する 38 年 7 月 25 日発行の国民年金手帳の当該期間の印紙検認欄に、38 年 9 月 26 日付の検認印が押されていることから、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②及び③については、3 か月及び 6 か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び申立期間④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期、場所及び当該期間の保険料の納付額等の記憶が曖昧である。

また、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、夫婦の国民年金手帳の記号番号は 38 年 7 月に払い出されており、この払出時点では、当

該期間の保険料は過年度納付となるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しており、夫婦に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間④については、申立人は、自宅に来る集金人以外に保険料を納付した記憶が無いと述べているが、夫婦の2冊目の国民年金手帳の印紙検認欄には当該期間直前の昭和44年4月から同年9月まで期間に検認印が押されているが、当該期間の欄には検認印が無いことから、申立人が当該期間の保険料を納付したとすれば45年4月以降であると考えられるものの、同年4月27日に、夫が厚生年金被保険者となったことにより、申立人は国民年金被保険者資格を喪失したことが夫婦が所持する国民年金手帳及びオンライン記録により確認でき、同月以後は集金人による保険料の収納は行われていなかったものと推察されるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年6月までの期間、40年1月から同年3月までの期間及び40年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、20 歳からの国民年金保険料を一括して納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする母親及び父親は、昭和 40 年 4 月以降、60 歳到達時までの保険料をすべて納付している。

また、申立期間の保険料は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 3 月時点では、過年度納付及び現年度納付することが可能であり、申立期間直後の 56 年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 6 月 29 日に納付されていることが申立人の所持する領収証書により確認でき、当該納付時点においても過年度納付することが可能であったほか、申立人の母親が一括納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

私は、会社を退職後に国民年金に加入し、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間後 60 歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 50 年 7 月ごろに払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立期間直後の 48 年 7 月から 50 年 3 月までの保険料は過年度納付したものと考えられること、申立人は、送付されてきた納付書により保険料を納付したと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの期間及び49年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和47年4月に転居した後、申立期間の国民年金保険料を銀行口座振替で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和47年7月から48年3月までの期間及び申立期間②のうち49年7月から50年3月までの期間については、申立人は、当該期間の国民年金保険料はすべて口座振替により納付していたと説明しており、申立人が47年4月及び49年3月に転入したいずれの区においても口座振替による保険料の納付は可能であり、当該期間の口座振替手続は5月となっていることから、それぞれ転入直後に口座振替手続を行えば、当該期間の保険料は口座振替により納付することが可能であったこと、申立人は、申立期間及び平成20年8月を除き、60歳到達時までの保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和47年1月から同年6月までの期間及び申立期間②のうち49年4月から同年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①のうち47年1月から同年3月までの期間については、申立人が所持する年金手帳の当該期間の検認記録欄に検認印が無く、申立人が当該期間の保険料を納付したとすれば、同年4月の転居後であったと考えられるが、口座振替では保険料をさかのぼって納付することができないほか、

申立期間①のうち 47 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間②のうち 49 年 4 月から同年 6 月までの期間については、それぞれ転居後の 47 年 4 月及び 49 年 3 月に口座振替の手続をしても口座振替手続締切日を過ぎているため、当該期間の保険料を口座振替で納付することができない。

また、申立人が居住していた区では、口座振替ができない期間が生じた場合には、通常、納付書を送付していたことが確認できるが、申立人は、当該期間の保険料を口座振替以外の方法で納付した記憶が無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 7 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 53 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も納付してくれていた。結婚後も家計が苦しかったので自立できるまで、父が保険料を納付してくれていた。母から父が私の国民年金加入の際にさかのぼって納付できると窓口の人に言われて申立期間の保険料をさかのぼって納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 53 年 5 月時点では、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、また、申立人の母親は、保険料を納付したとする父親から、保険料をさかのぼって納付したこと等を聞いたことを記憶しており、母親は申立期間を含め、付加保険料を含む保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 50 年 12 月から 51 年 3 月の期間については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、上記の手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から48年3月まで

私は、近所の知人に勧められ昭和46年12月に区役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月に国民年金に任意加入していることが申立人の所持する年金手帳から確認でき、当該加入時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間後の48年4月以降は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和46年に任意加入した際のいきさつ、加入場所、納付方法等について具体的に記憶しており、申立期間前後を通じて住所及び申立人の夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7476

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を市の出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7477

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、国民年金に任意加入できることを知ったので、市役所で加入手続を行い、その後国民年金保険料を納めてきた。自身で任意加入したにもかかわらず、加入当初の保険料を納めていないことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月 14 日に国民年金に任意加入していることが国民年金手帳により確認でき、当該加入時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間直後の 52 年 4 月以降の国民年金加入期間の保険料はすべて納付している。

また、申立人が加入当初に納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致するなど申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 49 年 1 月まで

私は、昭和 48 年 2 月に市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後から、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金の任意加入日は昭和 49 年 2 月 28 日とされ、申立期間は未加入期間とされているが、申立人の所持する 2 冊の国民年金手帳には、任意加入被保険者の資格取得年月日が「昭和 48 年 2 月 28 日」と記載されている上、1 冊目の手帳の昭和 47 年度の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間直前の月まで納付不要と推認できる斜線が引かれており、申立期間は斜線が引かれていないことから、申立期間は任意加入期間として保険料が納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 47 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料は納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 47 年 10 月から同年 12 月まで

私の母は、私が 20 歳になってしばらくして、国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、それぞれ 3 か月間と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人が所持する国民年金領収証書により、申立期間②の直前の昭和 47 年 1 月から 3 月までの期間及び申立期間③の直後の昭和 48 年 1 月から 9 月までの期間の保険料は、納期限内に納付されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳は、申立期間②の時期の 47 年 5 月 4 日に再交付されていること、保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親は保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、母親から保険料をさかのぼって納付したという話は聞いていないと述べているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 6 月及び 47 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。その後、同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る「支給控除項目一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「支給控除項目一覧表」において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8973	男		昭和21年生		平成19年9月20日	38万8,000円
8974	男		昭和24年生		平成19年9月20日	54万円
8975	男		昭和24年生		平成19年9月20日	48万6,000円
8976	男		昭和25年生		平成19年9月20日	53万5,000円
8977	男		昭和29年生		平成19年9月20日	63万3,000円
8978	男		昭和23年生		平成19年9月20日	58万円
8979	男		昭和29年生		平成19年9月20日	60万1,000円
8980	男		昭和23年生		平成19年9月20日	48万9,000円
8981	男		昭和31年生		平成19年9月20日	53万5,000円
8982	男		昭和27年生		平成19年9月20日	48万円
8983	男		昭和23年生		平成19年9月20日	57万4,000円
8984	男		昭和32年生		平成19年9月20日	53万2,000円
8985	男		昭和33年生		平成19年9月20日	47万円
8986	男		昭和36年生		平成19年9月20日	48万6,000円
8987	男		昭和39年生		平成19年9月20日	41万9,000円
8988	男		昭和39年生		平成19年9月20日	41万4,000円
8989	男		昭和41年生		平成19年9月20日	40万9,000円
8990	男		昭和41年生		平成19年9月20日	38万7,000円
8991	男		昭和43年生		平成19年9月20日	35万円
8992	男		昭和43年生		平成19年9月20日	36万2,000円
8993	男		昭和43年生		平成19年9月20日	32万1,000円
8994	男		昭和35年生		平成19年9月20日	28万5,000円
8995	男		昭和22年生		平成19年9月20日	36万3,000円
8996	男		昭和42年生		平成19年9月20日	37万9,000円
8997	男		昭和42年生		平成19年9月20日	35万4,000円
8998	男		昭和43年生		平成19年9月20日	37万4,000円
8999	男		昭和40年生		平成19年9月20日	37万4,000円
9000	男		昭和44年生		平成19年9月20日	35万6,000円
9001	男		昭和43年生		平成19年9月20日	25万8,000円
9002	男		昭和43年生		平成19年9月20日	35万円
9003	男		昭和44年生		平成19年9月20日	26万5,000円
9004	男		昭和43年生		平成19年9月20日	24万2,000円
9005	男		昭和46年生		平成19年9月20日	25万5,000円

9006	男		昭和42年生		平成19年9月20日	24万7,000円
9007	女		昭和45年生		平成19年9月20日	21万7,000円
9008	男		昭和44年生		平成19年9月20日	26万円
9009	男		昭和42年生		平成19年9月20日	40万6,000円
9010	男		昭和47年生		平成19年9月20日	25万5,000円
9011	男		昭和46年生		平成19年9月20日	25万8,000円
9012	男		昭和47年生		平成19年9月20日	24万円
9013	男		昭和27年生		平成19年9月20日	45万4,000円
9014	男		昭和24年生		平成19年9月20日	42万6,000円
9015	男		昭和49年生		平成19年9月20日	22万1,000円
9016	男		昭和51年生		平成19年9月20日	23万7,000円
9017	男		昭和29年生		平成19年9月20日	45万6,000円
9018	男		昭和46年生		平成19年9月20日	25万5,000円
9019	男		昭和49年生		平成19年9月20日	24万8,000円
9020	男		昭和46年生		平成19年9月20日	25万3,000円
9021	男		昭和53年生		平成19年9月20日	23万円
9022	男		昭和45年生		平成19年9月20日	32万3,000円
9023	男		昭和42年生		平成19年9月20日	30万円
9024	女		昭和48年生		平成19年9月20日	18万2,000円
9025	女		昭和53年生		平成19年9月20日	18万円
9026	男		昭和54年生		平成19年9月20日	21万3,000円
9027	男		昭和56年生		平成19年9月20日	21万3,000円
9028	男		昭和39年生		平成19年9月20日	33万3,000円
9029	男		昭和58年生		平成19年9月20日	18万円
9030	男 (死亡)		昭和50年生		平成19年9月20日	21万5,000円
9031	男		昭和49年生		平成19年9月20日	19万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
- | | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できないことから、年金給付に反映されないため、年金給付に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9032	男		昭和21年生		平成16年12月3日	61万円
9033	男		昭和22年生		平成16年12月3日	63万7,000円
9034	男		昭和20年生		平成16年12月3日	65万4,000円
9035	男		昭和22年生		平成16年12月3日	69万5,000円
9036	男		昭和23年生		平成16年12月3日	69万円
9037	男		昭和22年生		平成16年12月3日	64万7,000円
9038	男		昭和25年生		平成16年12月3日	65万9,000円
9039	男		昭和28年生		平成16年12月3日	79万7,000円
9040	男		昭和33年生		平成16年12月3日	90万1,000円
9041	男		昭和24年生		平成16年12月3日	63万円
9042	男		昭和27年生		平成16年12月3日	79万7,000円
9043	男		昭和29年生		平成16年12月3日	90万1,000円
9044	男		昭和37年生		平成16年12月3日	83万5,000円
9045	男		昭和31年生		平成16年12月3日	71万4,000円
9046	女		昭和39年生		平成16年12月3日	71万3,000円
9047	女		昭和44年生		平成16年12月3日	62万7,000円
9048	女		昭和15年生		平成16年12月3日	9万円
9049	女		昭和14年生		平成16年12月3日	7万8,000円
9050	男		昭和36年生		平成16年12月3日	114万1,000円
9051	男		昭和40年生		平成16年12月3日	76万9,000円
9052	男		昭和30年生		平成16年12月3日	83万6,000円
9053	女		昭和48年生		平成16年12月3日	49万6,000円
9054	女		昭和49年生		平成16年12月3日	49万4,000円
9055	女		昭和46年生		平成16年12月3日	70万5,000円
9056	男		昭和50年生		平成16年12月3日	49万4,000円
9057	女		昭和49年生		平成16年12月3日	49万円
9058	男		昭和31年生		平成16年12月3日	98万9,000円
9059	男		昭和22年生		平成16年12月3日	62万8,000円
9060	男		昭和18年生		平成16年12月3日	107万3,000円
9061	男		昭和36年生		平成16年12月3日	68万1,000円
9062	男		昭和38年生		平成16年12月3日	74万4,000円
9063	男		昭和48年生		平成16年12月3日	50万2,000円
9064	男		昭和33年生		平成16年12月3日	88万9,000円

9065	男		昭和37年生		平成16年12月3日	87万5,000円
9066	男		昭和36年生		平成16年12月3日	89万5,000円
9067	男		昭和20年生		平成16年12月3日	56万7,000円
9068	男		昭和42年生		平成16年12月3日	61万8,000円
9069	女		昭和51年生		平成16年12月3日	43万5,000円
9070	女		昭和53年生		平成16年12月3日	43万7,000円
9071	女		昭和53年生		平成16年12月3日	42万2,000円
9072	女		昭和49年生		平成16年12月3日	49万2,000円
9073	男 (死亡)		昭和20年生		平成16年12月3日	76万1,000円
9074	男		昭和20年生		平成16年12月3日	73万4,000円
9075	女		昭和46年生		平成16年12月3日	56万6,000円
9076	男		昭和21年生		平成16年12月3日	112万5,000円
9077	男		昭和24年生		平成16年12月3日	92万8,000円
9078	男		昭和37年生		平成16年12月3日	75万7,000円
9079	女		昭和50年生		平成16年12月3日	45万1,000円
9080	男		昭和39年生		平成16年12月3日	105万5,000円
9081	男		昭和40年生		平成16年12月3日	68万5,000円
9082	男		昭和50年生		平成16年12月3日	45万3,000円
9083	男		昭和49年生		平成16年12月3日	42万3,000円
9084	男		昭和51年生		平成16年12月3日	46万1,000円
9085	女		昭和52年生		平成16年12月3日	42万8,000円
9086	男		昭和40年生		平成16年12月3日	71万円
9087	男		昭和48年生		平成16年12月3日	55万1,000円
9088	男		昭和55年生		平成16年12月3日	42万2,000円
9089	女		昭和52年生		平成16年12月3日	42万1,000円
9090	男		昭和24年生		平成16年12月3日	81万円
9091	女		昭和47年生		平成16年12月3日	50万1,000円
9092	男		昭和30年生		平成16年12月3日	80万6,000円
9093	男		昭和24年生		平成16年12月3日	72万4,000円
9094	男		昭和55年生		平成16年12月3日	43万5,000円
9095	女		昭和56年生		平成16年12月3日	41万1,000円
9096	男		昭和16年生		平成16年12月3日	98万1,000円
9097	男		昭和17年生		平成16年12月3日	108万8,000円
9098	男		昭和49年生		平成16年12月3日	48万4,000円

9099	男		昭和54年生		平成16年12月3日	43万5,000円
9100	男		昭和46年生		平成16年12月3日	50万円
9101	男		昭和17年生		平成16年12月3日	118万4,000円
9102	男		昭和47年生		平成16年12月3日	47万4,000円
9103	男		昭和52年生		平成16年12月3日	43万2,000円
9104	男		昭和41年生		平成16年12月3日	66万7,000円
9105	男		昭和43年生		平成16年12月3日	52万8,000円
9106	男		昭和38年生		平成16年12月3日	56万5,000円
9107	男		昭和39年生		平成16年12月3日	60万5,000円
9108	男		昭和41年生		平成16年12月3日	56万7,000円
9109	男		昭和42年生		平成16年12月3日	58万8,000円
9110	女		昭和49年生		平成16年12月3日	45万円
9111	男		昭和52年生		平成16年12月3日	43万2,000円
9112	男		昭和17年生		平成16年12月3日	116万6,000円
9113	男		昭和18年生		平成16年12月3日	121万2,000円
9114	男		昭和17年生		平成16年12月3日	90万円
9115	男		昭和18年生		平成16年12月3日	122万8,000円
9116	男		昭和17年生		平成16年12月3日	111万3,000円
9117	男		昭和28年生		平成16年12月3日	5万円
9118	男		昭和36年生		平成16年12月3日	5万円
9119	男		昭和47年生		平成16年12月3日	5万円
9120	男		昭和43年生		平成16年12月3日	5万円
9121	女		昭和52年生		平成16年12月3日	43万2,000円
9122	男		昭和18年生		平成16年12月3日	121万7,000円
9123	男		昭和19年生		平成16年12月3日	109万5,000円
9124	女 (死亡)		昭和40年生		平成16年12月3日	48万3,000円
9125	男		昭和37年生		平成16年12月3日	65万円
9126	男		昭和19年生		平成16年12月3日	34万6,000円
9127	男		昭和19年生		平成16年12月3日	32万3,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社本社）における資格取得日に係る記録を昭和21年8月19日、資格喪失日に係る記録を22年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を21年8月から同年11月までは360円、同年12月から22年10月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月19日から22年11月1日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社には入社以来、継続して勤務しており、申立期間についても勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社本社から提出された在籍証明書、職務経歴書及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和21年8月19日に同社本店から同社B支店に異動、同年8月21日に同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立期間当時、A社C支店は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

しかし、A社B支店の給与厚生関連業務の事務代行を行っているD社は、「厚生年金保険の取り扱いについては、関連資料が残っていないので不明だが、E地方の支店であればB支店の管轄だったかもしれない。」と回答している。

また、申立人と同様に昭和21年からA社C支店に勤務していたとする従業員の厚生年金保険の記録は、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となるまで同社B支店の被保険者であったことが確認できる。

これらのことから、申立人は申立期間において、A社B支店にて、厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年8月から同年11月までは、同年7月の厚生年金保険被保険者台帳から360円、同年12月から22年10月までは、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ標準報酬月額である複数の従業員が21年12月から600円と記録されていることから、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年8月から22年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間③のうち、平成4年9月26日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社及び申立期間③のうち当該期間に係るB社それぞれにおける申立人の資格喪失日の記録を同年5月1日及び同年10月1日に訂正し、申立期間①のA社における標準報酬月額が4年2月から同年4月までの期間は30万円、申立期間③のB社における同年9月の標準報酬月額は34万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び申立期間③のうち、平成4年9月26日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、B社における申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を平成4年5月は30万円、同年6月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

次に、申立人の申立期間④に係るC社における資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立期間④における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の平成6年2月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成4年2月28日から同年5月1日まで
② 平成4年5月1日から同年9月26日まで
③ 平成4年9月26日から6年2月1日まで
④ 平成6年2月1日から7年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び③について加入記録が無いとの回答をもらった。また、申立期間②及び④の標準報酬月額が給与の額を反映していない。C社には、平成3年12月16日から7年10月1日まで申立期間も継続して勤務しており、申立期間を通して給与水準も30万円であったので、一部加入記録のない期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間の標準報酬月額についても給与を反映した標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、Aグループ企業の基幹であるA社が一括加入している雇用保険の加入記録及び給与明細票により、申立人は平成4年4月30日までA社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の平成4年2月から同年4月までの標準報酬月額については、申立人から提出された各月の給与明細票から30万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所とはなっていない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録では、B社に係る申立人の厚生年金保険の加入記録のうち申立期間の標準報酬月額が20万円と記録されている。

一方、申立人から提出された申立期間に係る給与明細票から、申立人は、当該期間を通じて、申立人が主張する標準報酬月額（平成4年5月

は 30 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 34 万円) に見合う給与の支給を受け、事業主により当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、同年 5 月は 30 万円とし、同年 6 月から同年 8 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、元代表取締役は、B 社は平成 6 年 1 月 31 日に適用事業所でなくなっており、同社に係る年金関連届出書類が残されていないために不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③のうち、平成 4 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人から提出された B 社の給与明細票により、申立人は、同年 9 月 26 日から同年 9 月 30 日まで同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の平成 4 年 9 月の標準報酬月額については、申立人から提出された上記の給与明細票から、34 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元代表取締役は、B 社は平成 6 年 1 月 31 日に適用事業所でなくなっており、同社に係る年金関連届出書類が残されていないために不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 7 月 1 日までの期間について、申立人は継続して B 社に勤務していたと申し立てしているところ、元代表取締役は、当該年金関連届出書類が残されていないとしているほか、申立人は当該期間の給与明細票を所持しておらず、雇用保険についても加入記録が無い。

また、申立人は「B社を退職後、雇用保険での技能講習を受講し所定の給付を得ていたが、上記会社グループが有資格者（宅地建物取引主任）を募集中と聞いて再就職した。」旨供述している。

さらに、申立期間③のうち平成5年7月1日から6年2月1日までの期間については、Aグループ企業の基幹であるA社が一括加入している雇用保険の加入記録及び給与明細票により、申立人は、5年7月1日から6年2月1日までB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出されたB社作成の給与明細票によれば、申立期間③のうち平成5年7月1日から6年2月1日までの期間に係る各月の給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、申立人は平成5年7月から6年1月までの期間において国民年金保険料の納付記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間③のうち平成4年10月1日から6年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち平成4年10月1日から6年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間④について、Aグループ企業の基幹であるA社が一括加入している雇用保険の加入記録及び給与明細票により、申立人は、平成6年2月1日から7年9月30日までC社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日以降の8年1月5日に、さかのぼって6年10月の標準報酬月額の時決定が取り消され、申立人の同社における資格喪失日は6年8月31日と記録され、同年2月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円から8万円に減額訂正されている。

また、申立期間④当時、C社について、元代表取締役は、「社会保険事務所に事務担当者と一緒に出向き、相当数の従業員の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正し、併せて、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる届けを行った」と供述している。

さらに、C社の商業登記簿謄本では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日には閉鎖又は解散等の事実はなく、同社は法人であることが確認できることから、同日において、同社が厚

生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び申立期間④の標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由はなく、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成7年10月1日に訂正し、申立期間④に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、6年2月から7年9月までを9万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間④当時、給与は30万円程度であり、給与水準に見合う標準報酬月額が記録されておらず低額であるので訂正してほしい旨申し立てているが、申立人から提出されたC社が作成した申立人に係る各月の給与明細票では、平成6年2月から7年1月までの期間に係る給与から、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除された記録は確認できない。

また、C社の元代表取締役からは、当時の人事関係記録は廃棄済みのため厚生年金保険料の控除等について不明である旨の供述があった。

このほか、申立人の申立期間④において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和30年1月31日）及び資格取得日（昭和30年4月1日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月31日から同年4月1日まで
② 昭和31年3月17日から32年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②のA社における厚生年金保険の加入記録が無いと回答を得た。

昭和28年4月に見習いとしてA社に入社し、34年3月まで申立期間を含め継続して勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、申立人が、当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

また、上記の同僚の一人は、「申立人は、当該期間においても、その前後と変わらず、自分と同じ機械加工の業務に継続して働いていた。」旨の供述をしている。

さらに、当時の社会保険事務手続担当者は、「従業員について、業務や勤務時間に変更が無いにもかかわらず、途中で厚生年金保険の被保険者資格だけを

外すようなことはあり得ない。」旨の供述をしている。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年12月及び30年4月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年1月から同年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が、当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が昭和30年4月9日から32年3月31日までの間、夜間学校に通っていたことが確認できるところ、申立人は、同校に通い始めて1年くらい経ったところで、勉強時間を確保するために、通常の機械作業から軽度な業務である社長の付き人のような仕事に職種が変更になった旨供述しており、職種が変更になったとする時期は、当該期間の始期と概ね符合する。

また、申立人は、上記夜間学校の退学時期に昼間の学校に通うために日中の仕事から夜間の仕事に勤務時間帯を変えようと退職を会社に対し申し出たところ、反対に通常の機械作業業務に戻るよう命じられ、元の職種に戻ったとしており、元の職種に戻ったとする時期は、当該期間の終期と概ね符合する。

これらのことから、当時、A社では、申立人の職種の變更に伴い厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、職種が元に戻ったところで資格を再取得させたものであると推認される。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年2月から13年7月までは28万円に、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月は44万円、14年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は41万円、同年8月から同年10月までは44万円、同年11月及び同年12月は41万円、15年1月は44万円、同年2月は36万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は56万円、同年6月から16年10月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から16年11月23日まで

A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、給与報酬額と相違していることが判明した。一部期間の給与明細書と雇用保険被保険者離職票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する申立期間のうち一部期間に係る給与明細書及び雇用保険被保険者離職票から判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、申立人の給与明細書の支給額もしくは保険料控除額から、また、給与明細書の保管されていない期間に関しては、同様の業務内容及び勤務形態であった同僚に係る社会保険事務所の記録もしくは雇用保険被保険者離職票から、平成10年2月から13年7月までは28万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月は44万円、14年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は41万円、同年8月から同年10月までは44万円、同年11月及び同年12月は41万円、15年1月は44万円、同年2月は36万円、同年3月は44万円、同年4月及び同年5月は56万円、同年6月から16年10月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期にわたり一致しないことから、申立期間について、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所（当時）に行っており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日、資格喪失日が11年1月1日とされ、当該期間のうち、10年12月30日から11年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を11年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月30日から11年1月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち申立期間が保険給付に反映されていない。同社には平成10年12月31日まで勤務していたので、保険給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び申立人が保管している給与明細書により、申立人が、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準

報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における申立人の申立期間に係る報酬額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成10年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日及び同社C事務所における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和30年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び回答書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和30年6月15日にA社B支店(厚生年金保険の加入は本社)から同社C事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社C事務所における昭和30年7月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る資格喪失及び資格取得手続に誤りがあったとして、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を平成9年8月から同年10月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月21日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成9年8月から同年10月までは36万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月1日より後の同年11月25日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において、厚生年金保険被保険者であった8名全員の標準報酬月額が資格取得時まで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の取締役の1名は「同社は当初から資金不足であったので社会保険料の滞納があったと思われる。」と述べている。

なお、A社の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書それぞれの役員欄に申立人の氏名は見当たらず、同社の取締役2名も、申立人は経理担当で勤務していたが、社会保険の事務事務に参与していなかった旨、回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において申立人の申立期

間に係る標準報酬月額そきゅうの記録を遡及して減額訂正する合理的な理由は見当たらず、適正な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人のA社における標準報酬月額そきゅうの記録を、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た平成9年8月から同年10月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 18 日から 39 年 10 月 6 日まで
② 昭和 40 年 1 月 8 日から同年 2 月 20 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 22 日から 42 年 10 月 1 日まで

ねんきん特別便が届いた後、社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、6回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間①と申立期間②及び③はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和46年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、10万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月30日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務しており、給料支払明細書から厚生年金保険料も控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及び従業員の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む5人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和46年8月30日）の後の昭和46年11月15日に、同年10月の定時決定を取り消している上で、さかのぼって同年4月30日と記録されている。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は昭和42年11月30日から、同社が職権解散する54年12月2日まで取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人の職務は現場監督であり、小さな会社であったことから、従業員と同様に現場での業務に従事していた。」と供述し、さらに、元事業主の妻は、「社会保険事務は外部に委託していた。」

と供述していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及処理に関与していたとは考え難い。

また、A社の商業登記簿謄本及び従業員の供述から、昭和46年8月末時点で、同社には、常時5人以上の従業員が在籍していたことが認められることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。このため、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失日に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人の主張及び従業員の供述から、昭和46年9月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の社会保険事務所の記録から、10万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和20年6月1日から22年5月2日までの期間について、申立人のA社本店における資格取得日は20年6月1日、資格喪失日は22年5月2日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年6月から21年3月までは200円、同年4月から22年4月までは300円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和23年10月18日から同年11月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日を同年10月18日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②のうち、昭和25年10月1日から同年11月3日までの期間について、事業主は申立人が主張する同年11月3日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和25年11月3日から26年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日を25年11月3日に訂正し、同年11月及び同年12月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年1月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から23年11月18日まで
② 昭和25年10月1日から26年1月1日まで
③ 昭和32年1月18日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における記録について、昭和19年6月1日から23年11月18日までの期間、25年10月1日から26年1月1日までの期間及び32年1月18日から同年2月1日までの期間の記録が空白となっていた。

A社には、昭和10年4月1日から38年11月25日まで継続して勤務しており、途中で退職したことはない。同社発行の人事履歴書を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものを子が引き継いだものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和20年5月11日から23年10月18日までの期間について、A社発行の人事履歴書及びC県発行の軍歴証明書により、申立人は、20年5月11日付けでA社本店勤務となり、同日付けで休職扱いとなり、同年5月17日に応召されていることが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち被保険者が陸海軍に徴収又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する（資格取得した月に応召したときは、その翌月から）こととされている。

したがって、当該期間については、たとえ被保険者としての届出が行われておらず、現在の厚生年金保険法第75条の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被

保険者とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人のA社本店における資格取得日は昭和20年6月1日、資格喪失日は22年5月2日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、同年代の複数の元従業員の標準報酬月額から判断すると、昭和20年6月から21年3月までは200円、同年4月から22年4月までは300円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和23年10月18日から同年11月18日までの期間について、A社発行の申立人に係る人事履歴書により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

さらに、A社は、「社員は全員、厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年11月の社会保険事務所の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、A社発行の申立人に係る人事履歴書、元従業員の供述及びA社社史から、申立人が申立期間②を含む昭和24年5月4日から25年11月2日まで同社D支店に継続して勤務していることが認められる。なお、事業主は、「申立期間当時、同社においては、社員は全員厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

一方、オンライン記録では、申立人のA社D支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和25年10月1日となっていることが確認できる。

しかしながら、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同社同支店において昭和24年5月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることは確認できるが資格喪失日の記載が無く、また、同社同支店における申立人の厚生年金保険の記号番号が別の事業所の従業員に払い出されているなど、申立人の年金記録の管理が適正に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和25年11月3日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和25年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和25年11月3日から26年1月1日までの期間について、A社発行の申立人に係る人事履歴書により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

さらに、A社は、「社員は全員、厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③について、A社発行の申立人に係る人事履歴書及び元従業員の供述から、申立人が申立期間③を含む昭和31年12月26日から33年11月13日までA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立期間当時、A社においては、社員は全員厚生年金保険に加入させた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和32年2月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事

務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間①のうち、昭和19年6月1日から20年5月10日までの期間については、A社発行の申立人に係る人事履歴書、申立人の自伝及び元従業員の供述から、申立人がE社F支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、当時、厚生年金保険法が適用される区域は「内地」である現在の日本国内であることから、「外地」である申立期間当時のG国に所在していたE社F支店は厚生年金保険法の適用を受けなかったと判断できる。

また、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主に照会したものの、申立人に係るE社F支店における当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や回答は得られなかった。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてE社F支店における昭和19年6月1日から20年5月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間①のうち、昭和20年5月11日から同年6月1日までの期間については、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、また、申立人は、C県発行の軍歴証明書により、同年5月17日から応召されていることが確認できるところ、元従業員が、「応召中は休職扱いであり、給与は支給されていなかった。」と供述していることから、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和22年5月2日から23年10月18日までの期間については、C県発行の軍歴証明書及びA社発行の人事履歴書の記録より申立人はH国に抑留され、同年8月22日に復員し、同年10月18日に復職していることが確認できる。

しかし、この期間について、元従業員が「応召中は休職扱いであり、給与は支給されていなかった。」と供述していることから、申立人についても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、A社本店における昭和20年5月11日から同年6月1日までの期間及び22年5月2日から23年10月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案9155

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月10日から同年6月21日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。B事業所から系列会社であるC事業所への異動はあったが、当該期間はB事業所に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたはずであるので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、B事業所（A社が適用事業所）及びその系列会社であるC事業所（D社が適用事業所）に継続して勤務し（昭和34年6月21日にB事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の資格喪失日は昭和34年4月10日と記録され

おり、事業主から社会保険事務所の記録どおりの手続が行われていると認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月及び同年5月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 9157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年11月21日、資格喪失日に係る記録を18年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月21日から18年5月20日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の証言及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる控除額及び報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る届出を失念したとしている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年4月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成6年4月から同年9月までの期間は32万円に、同年10月から7年9月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月から7年1月まで、同年3月、同年6月及び同年7月、同年10月から8年11月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の申立期間の標準報酬月額に係る記録を6年10月から7年1月まで、同年3月、同年6月及び同年7月、同年10月は32万円に、同年11月から8年11月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から8年12月8日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された報酬より低いことが分かった。給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成6年4月1日から7年10月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は当

初、6年4月から同年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは30万円と記録されていたところ、7年8月7日付けで^{そきゅう}遡及して、12万6,000円へと減額されており、申立人と同様にほかの53人の標準報酬月額も訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る資料により、同社は、平成5年4月から9年2月までの期間に係る厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の役員ではなかったことが確認でき、申立人は倉庫入出庫担当として勤務しており、社会保険の届出事務に関与していなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、平成7年8月7日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成6年4月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から平成6年4月から同年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは30万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）で12万6,000円と記録されているところ、当該処理については^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成6年10月から7年1月まで、同年3月、同年6月及び同年7月については、当該期間に係る給料支払明細書によると、厚生年金保険料控除額は、当該^{そきゅう}遡及訂正処理前のオンライン記録における標準報酬月額よりも高い額が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そのため、当該期間に係る標準報酬月額については、平成6年10月から7年1月まで、同年3月、同年6月及び同年7月については、上記訂正後の標準報酬月額（30万円）を32万円に、同年10月は32万円に、同年

11月から8年6月まで及び同年8月は30万円とすることが妥当である。

また、給料支払明細書が保管されていない、平成8年7月、同年9月から同年11月までの期間についても、当該期間の前後の給料支払明細書から判断すると、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る平成6年10月から7年1月まで、同年3月、同年6月及び同年7月、同年10月から8年11月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に解散している上、当時の代表取締役の連絡先は不明であることから、同社及び当該代表者から、これを確認することはできないが、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンラインで記録されている標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 9165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月16日から同年11月16日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C健康保険組合が発行した健康保険組合適用台帳、A社が発行した申立人に係る在籍期間証明書及び従業員カードから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和47年10月16日にA社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和47年11月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格取得日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和47年11月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 9166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D事業所）における資格取得日に係る記録を昭和52年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月16日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にC社から子会社であるA社に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、E健康保険組合が発行した健康保険組合適用台帳及びC社が発行した申立人に係る在籍証明書兼人事記録から判断すると、申立人が同社及び子会社のA社に継続して勤務し（昭和52年3月16日にC社F工場からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和52年4月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格取得日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和52年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 9167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年5月25日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給料明細書、雇用保険の加入記録、C健康保険組合が発行した健康保険組合適用台帳及びA社が発行した申立人に係る在籍証明書兼人事記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和47年5月25日にA社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の報酬月額及び保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、資格取得日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和47年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①において、申立人のA社における資格喪失日は、昭和63年5月19日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の昭和63年4月に係る標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月30日から同年5月19日まで
② 平成11年1月21日から同年7月21日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①に係る加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、B社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、当時の給与額より低額に記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社のタイムカードの記録により、申立人が昭和63年5月18日まで同社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和63年4月30日）の後の昭和63年6月16日付けで、さかのぼって同年4月30日と記録されており、同日に被保険者資格を喪失した従業員等13人についても同様の処理がされていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、適用事業所でなくなった後に、申立人の被保険者資格喪失に係る処理をさか

のぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、上記タイムカードの記録により認められる退職日の翌日である昭和63年5月19日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年4月1日付け随時改定のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

一方、オンライン記録では、申立人に係る当該期間の標準報酬月額は36万円と記録されているところ、申立人から提出された明細書により、平成11年1月及び同年2月については、報酬月額に見合う標準報酬月額は36万円、控除額に見合う標準報酬月額は41万円であることが確認できる。

また、平成11年4月から同年6月までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額は38万円であるところ、控除額に見合う標準報酬額は36万円であることが確認でき、上記のそれぞれの期間において低い額に相当する標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成11年1月及び同年2月、同年4月から同年6月までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、平成11年3月については、オンラインで記録されている標準報酬月額が、明細書において確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録のうち、平成9年6月1日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことから同社に相談した。同社は、社会保険事務所(当時)に資格取得日に係る記録訂正の届出を行ったが、年金額の計算の基礎となっていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に平成9年6月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年7月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年

10月29日に、事業主が申立人の資格取得に係る事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることが認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る9年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 9170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から同年10月2日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。

A社では、B県C市にあった海外事業部門に勤務し、病気療養のため昭和54年10月1日付けで退職したが、退職後すぐに、妻と国民年金及び国民健康保険への切替え手続を行ったことを記憶している。

国民年金の加入日は、昭和54年10月2日となっており、同年10月1日まで、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「最初に就職した会社を退職する際に、担当者から『すぐに国民年金の加入手続をするように。遅れると通算されないことがあるので抜かりなく。』と説明されたので、それ以来、退職の都度すぐにD区役所に行き、国民年金の加入手続を行っている。」と供述しており、申立人に係るオンライン記録により、厚生年金保険から国民年金への切替えが昭和52年以降、3回あったが、申立期間を除き国民年金の未加入期間が無いことが確認できる。

また、申立人がA社の海外事業部門を退職後、国民年金の加入手続を行ったD区役所では、「国民年金と国民健康保険の加入手続の際、会社の離職証明書等、離職日の分かる資料で退職日を確認している。」と回答していることから、申立人は昭和54年10月1日まで同社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立期間当時、申立人が勤務していたA社の海外事業部門の責任者は、「海外事業部門では、従業員が勤めていた期間は、全員、社会保険に加入し、給与から保険料を控除していた。」と供述している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者資格喪失日は、昭和55年2月6日付けで同年2月1日と記載されていたが、後日、二重線で消され54年9月1日に訂正されていることが確認できる（訂正日不明）。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、「既に会社を整理したので、当時のことは何も分からない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年10月1日から8年6月1日までの期間に係る標準報酬月額記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成11年10月1日から12年5月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の24万円とされているが、事業主は、当該期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準報酬月額記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から9年1月1日まで
② 平成11年10月1日から13年5月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、共に育児休業期間を含む申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額が、共に、前後の期間の標準報酬月額より低額となっていることが判明した。このため、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は22万円と記録されている。

一方、当時の厚生年金保険法では、第81条の2及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、当該申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日

が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者について免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間①に係る育児休業期間中の保険料免除期間は、平成7年8月から8年5月までであることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間①以前の平成6年10月から7年9月までの期間（当該期間のうち平成7年8月及び同年9月は、上記のとおり育児休業期間中の保険料免除期間）に係る標準報酬月額は、6年10月の標準報酬月額の定時決定により28万円と記録されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準報酬月額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間①当時に当該期間の正しい届出が行われていない場合であっても、正しい標準報酬月額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①のうち、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成7年10月から8年5月までに係る標準報酬月額については、従前の期間に係る標準報酬月額が引き続くことが相当であることから、28万円とすることが妥当である。

2 申立期間①のうち、平成8年6月1日から9年1月1日までの期間については、上記のとおり、当時の厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく申立人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（平成7年8月から8年5月までの期間）外の期間である。

また、申立期間①のうち、平成8年6月1日から9年1月1日までの期間については、A社から提出のあった申立人に係る「給与明細」上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金の加入記録では、申立人の申立期間①のうち、平成8年6月1日から9年1月1日までの期間に係る標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間①のうち、平成8年6月1日から9年1月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間①のうち、平成8年6月1日から9年1月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初24万円と記録されていたが、その後、事業主が申立期間②当時の事務手続を誤ったとして報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、申立期間②に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年2月に、申立期間②のうち11年10月1日から12年10月1日までの期間に係る標準報酬月額が30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24万円）となっている。

一方、上記のとおり、当時の厚生年金保険法第81条の2の等では、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主が申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者について免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間②に係る育児休業期間中の保険料免除期間は、平成11年7月から12年4月までであることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間②以前の平成10年10月から11年9月までの期間（当該期間のうち平成11年7月から同年9月までの期間は、上記のとおり育児休業期間中の保険料免除期間）に係る標準報酬月額は、10年10月の標準報酬月額の定時決定により30万円と記録されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準報酬月額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間②当時に当該期間の正しい標準報酬月額の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準報酬月額であっても、正しい標準報酬月額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②のうち、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成11年10月から12年4月までに係る標準報酬月額については、従前の期間に係る標準報酬月額が

引き続くことが相当であることから、30万円とすることが妥当である。

4 申立期間②のうち、平成12年5月1日から13年5月1日までの期間については、上記のとおり、当時の厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく申立人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（平成11年7月から12年4月までの期間）外の期間である。

また、申立期間②のうち、平成12年5月1日から13年5月1日までの期間については、A社から提出のあった申立人に係る「源泉徴収原簿兼賃金台帳」上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（24万円）は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額（平成12年5月1日から同年10月1日までの期間については上記訂正前の標準報酬月額）と一致している。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録では、申立人の申立期間②のうち、平成12年5月1日から13年5月1日までの期間に係る標準報酬月額（共に24万円）は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額（平成12年5月1日から同年10月1日までの期間については上記訂正前の標準報酬月額）と一致している。

このほか、申立期間②のうち、平成12年5月1日から13年5月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成12年5月1日から13年5月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年10月1日から12年5月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の16万円とされているが、事業主は、当該期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準報酬月額記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年9月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の期間の標準報酬月額より低額となっていることが判明した。同社は、その後、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初16万円と記録されていたが、その後、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年2月に30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、

当該訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

一方、当時の厚生年金保険法では、第81条の2及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合には、事業主の申出により、当該申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者について免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る育児休業期間中の保険料免除期間は、平成11年7月から12年4月までであることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間以前の平成10年10月から11年9月までの期間（当該期間のうち平成11年7月から同年9月までの期間は、上記のとおり育児休業期間中の保険料免除期間）に係る標準報酬月額は、10年10月の標準報酬月額の定時決定により30万円と記録されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準報酬月額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の正しい標準報酬月額の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準報酬月額であっても、正しい標準報酬月額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成11年10月から12年4月までに係る標準報酬月額については、従前の期間に係る標準報酬月額が引き続くことが相当であることから、30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成12年5月1日から同年9月1日までの期間については、上記のとおり、当時の厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく申立人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（平成11年7月から12年4月までの期間）外の期間である。

また、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、A社から提出のあった申立人に係る「源泉徴収原簿兼賃金台帳」により、申立人は、申立期間のうち、平成12年5月1日から同年9月1日までの

期間において、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月收入（総支給額）を得ていたことは確認できるものの、当該「源泉徴収原簿兼賃金台帳」上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（16万円）は、オンライン記録上の上記訂正前の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録では、申立人の申立期間のうち、平成12年5月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額（共に16万円）は、オンライン記録上の上記訂正前の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間のうち、平成12年5月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年5月1日から同年9月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月16日から同年5月16日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連事業所間の異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る「個人経歴記録表」、事業主の回答等から判断すると、申立人は申立てに係るグループ事業所に継続して勤務し（平成4年5月16日にA社から関連事業所であるA社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年3月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に届出を誤ったことを認めており、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月1日から6年11月1日までの期間及び7年1月1日から16年12月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5年1月から6年10月までの期間は22万円に、7年1月から同年12月までの期間は24万円に、8年1月から同年9月までの期間は26万円に、同年10月から同年12月までの期間は24万円に、9年1月から同年12月までの期間は28万円に、10年1月から同年12月までの期間は30万円に、11年1月から12年3月までの期間は32万円に、同年4月から同年12月までの期間は34万円に、13年1月から15年7月までの期間は38万円に、同年8月から同年12月までの期間は50万円に、16年1月から同年11月までの期間は44万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、前述の訂正に係る期間について、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から平成16年12月21日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から48枚の給与支払明細書の提出があるが、給与支払明細書の提出の無い期間の申立人の報酬月額及び保険料控除額については、A社に勤務していた申立人及び複数の元同僚は、「同社は年俸制であり、そのた

め毎月定額の給与であった。昇給月は1月であった。」と述べており、加えて、それを裏付ける銀行の回答書、同僚の給与支払明細書、同僚の通帳からも給与が毎年1月から12月までの期間は定額であることが確認できることから、申立人の報酬月額及び保険料控除額についても毎年1月から12月までの期間は同額であったことが推認できる。

これらのことから、申立人は平成5年1月1日から6年11月1日までの期間及び7年1月1日から16年12月21日までの期間について、給与支払明細書の提出の無い期間も含めて当該期間は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額に基づき、5年1月から6年10月までの期間は22万円に、7年1月から同年12月までの期間は24万円に、8年1月から同年9月までの期間は26万円に、同年10月から同年12月までの期間は24万円に、9年1月から同年12月までの期間は28万円に、10年1月から同年12月までの期間は30万円に、11年1月から12年3月までの期間は32万円に、同年4月から同年12月までの期間は34万円に、13年1月から15年7月までの期間は38万円に、同年8月から同年12月までの期間は50万円に、16年1月から同年11月までの期間は44万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間におよび相違していることから、事業主は給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行うことができず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和63年9月1日から平成5年1月1日までの期間については、給与支払明細書の提出が無い上、事業主及び社会保険

業務の担当者からの回答も得られない。

また、平成6年11月1日から7年1月1日までの期間については、給与支払明細書の提出の無い期間ではあるが、前述のとおり毎月の給与額は定額であり、昇給月が1月であること、さらにA社においては、保険料率の変更があったにもかかわらず定額の控除額であったことが平成8年の給与支払明細書から確認できることなどから、当該期間について事業主から控除された厚生年金保険料額を参考に適正な保険料率に基づき標準報酬月額を算出した結果、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8万円にすることが必要である。

なお、A社は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和47年5月31日から同年6月1日まで
③ 昭和48年7月27日から同年8月1日まで

B社に勤務していた申立期間①、A社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間について継続して勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社の合併先であるD社の総務担当者及びA社の元従業員の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年6月1日にA社からE社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は、「申立期間当時の資料が残っていないことから不明である。」

と回答しているが、事業主が、申立期間②について昭和 47 年 6 月 1 日を申立人の厚生年金保険の資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難く、事業主は、申立人の資格喪失日を、同年 5 月 31 日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月の保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、B社の従業員の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によれば、B社は昭和 46 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、B社の元事業主は、「同社倒産前に管財人が入り、以後は業務に関われなかったため、申立人の申立期間①に係る保険料控除について不明としており、当時の関係資料も残っていない。」と述べている。

さらに、B社の従業員は、「同社倒産前の最後の期間は管財人の下で給与計算や社会保険事務が行われたが、管財人は当時年配者であり名前は覚えていない。」としており、「従業員代表として管財人との窓口役だった弁護士についても既に死亡している。」と述べている。

加えて、同社の従業員のうち 8 人は、「昭和 46 年 6 月の給与は支払われた。」と述べているが、それが正式な給与なのか解雇手当なのか判然とせず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について明確に覚えている者はいない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③については、C社の元事業主は、「同社は昭和 57 年に廃業しており、申立期間当時の記録が無く、関係資料が残っていないため、申立人の退職日及び厚生年金保険料の控除について不明である。また、申立期間当時に給与計算及び社会保険手続を行っていた担当者は所在不明である。」と述べている。

また、C社の従業員は、「同社で申立期間当時に給与計算及び社会保

険手続を行っていたとされる総務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間の勤務状況についてははっきりと覚えていない。」と回答している。

さらに、申立人のC社における雇用保険の加入記録によれば、昭和48年7月28日に離職していることが確認できる。

加えて、申立人から提出されたC社発行の「証明書」（昭和48年7月24日発行）について、同社の元事業主は、「自身は発行について関知していない。」としており、「使用されている印影からこれが正式のものでなく、就労許可取得のための方便として発行されたのではないか。」と回答していることから、これが、申立人が申立期間③に同社に在籍したことを証明する出向辞令書とは考え難い。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社（現在は、B社）における資格取得日の記録を昭和34年7月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を9,000円とする必要がある。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②のC社（現在は、B社）における資格取得日の記録を昭和35年12月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立期間①及び②における各事業主が申立人の当該期間に係るそれぞれの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月21日から同年8月1日まで
② 昭和35年12月20日から36年1月1日まで
③ 昭和49年5月21日から同年6月1日まで

C社で勤務した申立期間①、A社で勤務した申立期間②及びD社で勤務した申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立期間①において、C社に勤務していた。」と主張しているが、事業所別被保険者名簿によれば、申立人が昭和34年7月21日付けでC社において資格喪失し、11日後の同年

8月1日付けでA社において資格取得していることが確認でき、また、申立期間①当時にC社又はA社に勤務していた複数の従業員は、「当時、C社とA社は同一経営者による姉妹会社間の異動であり、申立人の勤務期間に空白はなく、申立人は継続して勤務していた。」と回答しており、さらに、申立期間①当時A社に勤務していた従業員は、「申立人は、申立期間①当時、すでにA社で勤務していた。」と述べていることから判断すると、申立人は申立期間①において、A社に勤務し（C社からA社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。なお、異動日については、申立期間①当時、C社及びA社に勤務していた従業員は、「給与は、C社、A社とも20日締めであった。」と回答している上、前述の申立人の申立期間①の勤務状況により判断すると、昭和34年7月21日とすることが必要である。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、「申立期間当時の給与台帳については保存期限を過ぎたため廃棄処分済みであり、申立期間①に係る社会保険料の控除について確認が取れない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②において、A社に勤務していた。」と主張しているが、事業所別被保険者名簿によれば、申立人が昭和35年12月20日付けでA社において資格喪失し、12日後の36年1月1日付けでC社において資格取得していることが確認できる。

しかし、前述のとおり、この申立期間は同一経営者による姉妹会社間の異動であり、さらに、申立期間②当時のA社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、申立人は既にC社所属で勤務していた。」と述べており、さらに、複数の従業員も、「申立人が申立期間②に、C社に継続して勤務していた。」と述べていることから、申立人は申立期間②において、C社に勤務していたと認められる。

また、申立期間②当時の前述のA社の社会保険事務担当者は、「昭和35年12月21日から36年1月20日までの給料をC社で支払うことを想定して、35年12月21日付けでA社で被保険者資格を喪失させ、同日付けでC社で被保険者資格を取得させたかった。」と述べており、加えて、同社会保険事務担当者は、申立期間②は、「社内の事務処理上のミスで空白ができてしまった。」と述べている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、C社における資格取得日の記録を昭和35年12月20日に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のC社における昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、「申立期間当時の給与台帳については保存期限を過ぎたため廃棄処分済みであり、申立期間②に係る社会保険料の控除について確認が取れない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間③について、申立人は、「申立期間にD社に勤務していた。」と主張しているが、事業所別被保険者名簿によれば、申立人が昭和48年8月20日付けでD社において資格取得し、その後49年5月21日付けで同社において資格喪失していることが確認できる。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間③当時、同社の従業員で、住所が判明した10人に対し、申立人の勤務状況等を照会したところ、8人から回答があり、うち7人は申立人のことを「知らない」と回答しており、「知っている」と回答した一人の従業員は、申立期間③より前に同社を退職していることから、申立期間③当時の同社における、申立人の勤務状況及び保険料控除についての確認ができない。

さらに、申立人は、前述の事業所別被保険者名簿によれば、昭和48年4月1日付けでD社が厚生年金保険の適用事業所となった際、事業主

として届けられており、また、閉鎖時の商業登記簿謄本から、申立人は54年1月15日まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

加えて、申立人は、「D社の会社の印鑑は、私が同社に持って行き、支払決済等を行った。」と述べている。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

これらを総合的に判断すると、仮に、申立期間③について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、D社の代表取締役であることから、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月1日から14年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成13年4月から14年6月までの期間は32万円に、同年7月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成13年4月から14年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から15年1月5日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、給与明細表に記載されている実際の給与支払額と相違しているの
で、正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を
求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額
のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細表の厚生年金保険料控除額に基づき、申立期間のうち、平成 13 年 4 月から 14 年 6 月までの記録を 32 万円に、同年 7 月の記録を 50 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る平成 13 年 4 月から 14 年 7 月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 10 年 11 月から 13 年 3 月までの期間及び 14 年 8 月から同年 12 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と給与明細表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は同額であることが確認できることから、特例法による記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社本社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格取得日は昭和21年4月25日であると認められることから、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間③について、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C支店における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和22年1月9日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 3 月 21 日から同年 4 月 25 日まで
② 昭和 21 年 4 月 25 日から同年 4 月 30 日まで
③ 昭和 22 年 1 月 9 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和21年3月に入社し、29年10月に退職するまで継続して勤務しているので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、現在のB社が作成した申立人の在籍証明書から、申立人は、申立期間②において、A社本社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社から提出されたA社本社の社会保険管理台帳及び申立人が

保有する厚生年金保険被保険者証から、申立人の資格取得日は昭和 21 年 4 月 25 日であることが確認できる。

これらの事実から判断すると、申立人の A 社本社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 21 年 4 月 25 日と認められる。

- 2 申立期間③について、B 社が作成した申立人の在籍証明書の記録及び社会保険事務担当者の供述から、申立人が申立期間③も A 社 C 支店に継続して勤務し（昭和 22 年 1 月 9 日に A 社本社から同社 C 支店に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和 22 年 6 月の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①について、B 社が作成した申立人の在籍証明書及び申立人が所持する同社作成に係る辞令から、申立人は、申立期間①において、A 社本社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、B 社から提出された従業員身上明細書による入社日と事業所別被保険者名簿による厚生年金保険の資格取得日を比較した結果、申立人を除く昭和 21 年 2 月又は同年 3 月に入社した 7 人のうち 3 人は入社月に資格取得し、他の 4 人は入社月の翌月に資格取得していることが確認できることから、A 社はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京国民年金 事案 7455

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 48 年 3 月までの期間及び 52 年 12 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月まで

私は、今から 30 年くらい前の昭和 54、5 年ごろに、未納となっている国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付することができる制度があることを聞き、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって特例納付したとする保険料額の記憶が曖昧であり、また、第 3 回特例納付終了後の昭和 55 年 7 月 23 日時点及び 56 年 4 月 1 日時点の附則 4 条納付者リストにおいて、申立人は、当該特例納付実施期間の最終日の 55 年 6 月 30 日に、38 年度 6 か月分及び 39 年度 1 か月分の計 7 か月分の保険料を特例納付したことを示す記載が認められるが、申立期間に係る保険料の特例納付を示す記載は認められないこと、特例納付後に保険料の未納期間があることなど、申立人が申立期間の保険料をも納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 48 年 3 月まで
私の父が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は父親が死亡した後の昭和 49 年 5 月ごろに払い出されており、当該時点は、第 2 回特例納付の実施期間であったものの、この加入手続をしたとする母親からも当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 42 年 3 月まで

私が申立期間当時に住んでいた地域では、地区の役員が税金などを集金していて、父が私の国民年金保険料も集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料について、母も妻も納付済みであるのに私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 42 年 11 月ごろに妻と 2 番違いの番号で 42 年 8 月に転居した先の区で払い出されているが、転居後に申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻は、当時保険料をさかのぼって納付したことについては記憶が曖昧であり、妻の申立期間の一部が納付済みとなっていることについては、妻は婚姻前の 40 年 8 月に払い出された別の手帳記号番号により保険料が納付されていたことが確認できるなど（42 年 11 月に払い出された番号は払出簿では取消印が押されている）、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は申立期間当時に自身の国民年金手帳を見た記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 48 年 12 月まで

私の母は、昭和 45 年に私の国民年金の加入手続を行い、49 年 1 月に私が会社に就職するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月までの期間は厚生年金保険適用事業所で勤務しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該事業所を退職後の 53 年 1 月に払い出され、申立人の所持する年金手帳には初めて国民年金の被保険者となった日が退職直後の 51 年 3 月と記載されていること、59 年 5 月現在の年度別納付状況リストでは申立期間は未加入期間とされていることなどから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかったなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 1 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を母親から受け取った記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から41年12月まで

私の国民年金の加入手続は私の夫が行い、私の国民年金保険料は、加入当初は夫が、その後は自宅で開業していた店に来る自治会の集金人に私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自宅の店に来る自治会の集金人に保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付期間、納付金額等の具体的な納付状況についての記憶が曖昧であり、加入当初の保険料を納付したとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和42年2月に払い出されており、この払出時点では、申立期間のうち41年4月から41年12月までの保険料は現年度納付により、40年4月から41年3月までの保険料は過年度納付により納付することが可能であるが、申立人が所持する42年2月発行の国民年金手帳の昭和41年度の印紙検認欄には、昭和41年4月から同年12月の欄に検認印が無く、また、いずれの期間も保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人が当時居住していた市では、自治会の集金人は過年度納付分の保険料を収納していなかったと説明しているほか、申立人は、集金人以外へ保険料を納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に対しては、昭和42年9月の手帳記号番号に先立ち、41年6月に手帳記号番号が払い出されているが、この手帳はその後「資格取

消」とされ、当該手帳による納付記録も確認できないほか、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を納付してきており、未納期間を残したままにして、その後の期間の保険料を納付するはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付方法等についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 40 年 7 月に夫婦連番で払い出されており、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間の保険料は未納であること、申立人は、申立期間直後の 40 年 4 月から 6 月までの保険料を 41 年 2 月に現年度納付し、それに続く 40 年 7 月から 41 年 3 月までの保険料を第 1 回特例納付により納付していることが確認でき、申立人は、当該特例納付をすることにより、国民年金の受給資格期間を満たすことになることから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたものと考えられること、申立人は、特例納付により納付した金額等についての記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7470 (事案 2516 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月まで

私は、区の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続の状況等の記憶が曖昧である。さらに、申立人が保険料を納付したとする区の集金人は、申立人が居住する区では、昭和 37 年 4 月に設置されており、申立期間当初には集金人による保険料の収納業務は行われていなかったこと、申立人は国民年金手帳を見たことはなく、区の集金人が保管していたと説明しているが、区では、当時保険料を収納したときに国民年金手帳に印紙を貼付し検認印を押す印紙検認方式を採用しており、被保険者から国民年金手帳を預かる制度は設けていなかったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人の妻は、申立人の友人の証言が得られるとしているが、当該友人から聴取した結果、当該友人は、申立人は国民の義務は果たしていたと思うが申立期間当時は申立人とは交流が無く、国民年金の話をしたことも無かったとしていることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな

事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月及び同年8月の期間、48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月及び同年8月
② 昭和48年4月から同年9月まで

私は、自宅に届いた納付書で国民年金保険料をまとめて5万円ぐらいを社会保険事務所（当時）で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った記憶が曖昧である上、申立期間の保険料約5万円を社会保険事務所で納付したと説明しているが、社会保険事務所では、現年度保険料の収納を行っておらず、納付したとする金額も、申立期間の保険料額と大きく相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年1月に払い出されていることが確認でき、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から 57 年 5 月までの期間及び 59 年 3 月から 60 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月から 57 年 5 月まで
② 昭和 59 年 3 月から 60 年 4 月まで

私は、会社を退職するごとにすぐに国民年金に加入し、納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、結婚前に居住していた市で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、加入手続時に受け取ったとする申立人が所持する国民年金手帳には、独身時の市の住所及び旧姓の記載がなく、申立人は被保険者資格を婚姻後に任意加入により昭和 57 年 6 月 25 日に取得していることが確認でき、当該期間は任意加入前の未加入期間とされていたことから、保険料をさかのぼって納付することができなかったと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、オンライン記録により、申立人は、被保険者資格を当該期間直後の任意の再加入により昭和 60 年 5 月 23 日に取得していることが確認でき、当該期間は任意の再加入前の未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 12 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月から 51 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、20 歳時から納付したと父から聞いている。私の兄の保険料も 20 歳時から父が納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、納付時期を含め当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 53 年 2 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間直後の保険料の過年度納付の時期が 53 年 5 月以降の場合には、申立期間全部が時効により保険料を納付することができない期間となること、申立人の兄も、申立人と同様に手帳記号番号が払い出された 52 年 9 月時点では 20 歳からの未納期間の大部分が時効により保険料を納付することができない期間であり、未納期間直後の過年度納付の時期が 52 年 11 月以降の場合には、未納期間全部が時効により保険料を納付することができない期間となることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 48 年 2 月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、私が昭和 48 年 3 月に夫の転勤で海外に行くまで、銀行で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が記憶している年金手帳への検認印の押し方は、当時の検認方法と異なっている。

申立期間のうち昭和 38 年 8 月から 42 年 10 月までの期間については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の 1 度目の国民年金手帳の記号番号が 40 年 6 月ごろに払い出されているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、不在者扱いされており、当該期間当時に同居し、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間は国民年金に未加入であり、当時同居していた姉は、当該期間の保険料が未納となっているなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間のうち婚姻後の昭和 42 年 11 月から 48 年 2 月までの期間については、申立人は、婚姻時の国民年金の住所変更及び氏名変更の手続についての記憶が無く、保険料の納付方法等の記憶が曖昧であり、納付したとする保険料額は当時の金額と大きく異なるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の2度目の手帳記号番号が払い出された昭和53年3月時点では、申立期間はすべて時効により保険料を納付できない期間であり、さらに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年6月まで

私は、第3回特例納付期間中の昭和53年秋から54年春ごろ、区役所の出張所で納付書を作成してもらい、それまでの未納期間の保険料をすべて銀行で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所等の記憶が曖昧であり、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする昭和53年秋から54年春ごろは第3回特例納付の実施期間であったが、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7482

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった短大生の時に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親は、申立人、長兄及び次兄の 20 歳到達時に国民年金の加入手続を行い保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が 21 歳時の昭和 46 年 5 月に払い出されており、申立人が所持する同月発行の国民年金手帳及び特殊台帳にも資格取得日は、46 年 4 月 1 日と記載されている上、申立期間のうち 45 年 3 月までの期間は、申立人が学生時の任意加入適用期間であり、さかのぼって保険料を納付することができない。

また、申立人の長兄及び次兄も 20 歳時には国民年金に加入していないなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成4年4月まで

私の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれていた。申立期間については妻は保険料が納付済みとなっている。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、申立期間の夫婦二人分の保険料は金融機関の預金口座振替により納付していたと説明しているが、申立人名義の預金口座振替履歴から、申立期間直前までは夫婦二人分の保険料額が、申立期間及び当該期間以後は一人分の保険料額が口座から引き落とされていることが確認でき、当該一人分の引き落とし分は妻の保険料額と考えられる。

また、申立期間当時、口座振替で納付しない場合には、納付書で保険料を納付する必要があるが、妻は申立期間の保険料を納付書で納付したことはないと説明しているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7484

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から46年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、基礎年金番号取得時の平成9年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、国民年金手帳を所持していた記憶がないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月10日から28年7月20日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店(後に、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のものと思われる写真を保有していることから、勤務期間は特定できないものの、A社B支店に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社B支店は、昭和46年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A社B支店における当時の同僚や上司のほとんどは、死亡又は所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務状況等について照会できず、唯一住所の判明した従業員に文書照会を行ったが、回答は無かった。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月29日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。当時の「給与所得の源泉徴収票」及び「退職所得の源泉徴収票」があり、同資料には退職日が平成元年6月30日と記載されていることから、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が作成した平成元年分の「給与所得の源泉徴収票」及び「退職所得の源泉徴収票」に記載されている平成元年6月30日を同社の退職日であると申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録は資格喪失日が平成元年6月28日、健康保険組合の加入記録は資格喪失日が同年6月29日と記録されており、複数の従業員からも申立期間の勤務実態について確認できない。

また、申立人は「A社における退職月の平成元年6月分の給与から、同年5月及び同年6月の2か月分の厚生年金保険料が控除されていた。」と供述しているが、申立人及び当時の取締役は、給与からの厚生年金保険料は翌月控除であると供述しているところ、申立人から提出のあった「給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄の控除額からは、昭和63年12月から平成元年5月までの厚生年金保険料控除額が確認でき、同年6月の保険料については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 35 年 3 月まで
② 昭和 37 年 4 月から同年 7 月まで
③ 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた期間②及びC事業所に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に派遣職員として入社し、板金工として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、当時の上司及び同僚の名前を記憶しておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得した14名に照会したところ、9名から回答があり、回答のあった従業員は、「厚生年金保険には、入社してすぐに加入しておらず、試用期間（3か月から15か月）経過後に、正社員になった時点で加入していた。」と供述している。

また、回答のあった従業員のうち、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況及び申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和43年11月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社でD社自動車の部品のスポット溶接工

として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社の人事部の担当者によると、申立人は当時の人事記録には載っておらず、また、当時の採用方法（定期及び臨時採用）についても不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は当時の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得した8名に照会したところ、回答のあった従業員は、「申立期間当時、D社の車のドア関連のトラブル発生により、その対応のため、臨時工（季節工）が200名から300名働いており、短期間での出入りが激しかった時期でもあり、申立人が述べている『D社の部品製造に3か月間携わっていた。』ことから考えると、申立人は定期採用ではなく、特殊（季節工）採用ではなかったか。」と供述している上、当時のB社の人事労務担当者は、「臨時工は面接のみで採用され、6か月から1年経過後に本採用に登用される『本工登用制度』があり、雇用調整に用いられていたが、厚生年金保険への加入の取扱いについては不明である。」と供述している。

さらに、回答のあった従業員は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務状況及び申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

申立期間③について、申立人は、C事業所に住み込みで上下水道工事に従事していたと申し立てている。

しかしながら、C事業所は、同事業所の所在地を管轄する法務局において、法人登記簿は保存期限経過のため確認できず、また、同事業所及び類似名称によりオンライン記録及び事業所別被保険者名簿の検索を行うも、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険への加入状況等を確認することができない。

また、C事業所があったとされる地域の同業他社の供述から、同事業所は既に倒産し、当時の事業主も亡くなっている上、申立人が同時期に勤務したとする事業主の弟は所在が不明であり、申立人が上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に同社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びA社の元従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に解雇等の見習いとして勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 7 月 1 日であり、申立期間のうち 27 年 4 月 1 日から 28 年 6 月 30 日までの期間は厚生年金保険の適用前の期間である。

また、A社の現在の経理担当者は、「当時の資料は無く、当時の事業主等は死亡していることなどから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。また、申立人の職務内容からみると、見習期間として2年ぐらいいは設けていたと思うし、当時においても見習期間は厚生年金保険に加入させていないと思う。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同僚調査を行ったものの、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月ごろから30年3月ごろまで
② 昭和30年4月ごろから同年7月ごろまで

A社又はA店に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社又はA店で、モーターの修理担当者として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所の所在地を管轄する法務局において、A社又はA店と見られる商業登記簿の存在が確認できない上、オンライン記録においても、当該事業所（類似名称を含む。）が厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認することができないことから、当時の事業主等の所在は不明であり、それらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者に申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社においてタクシーの電気回りの修理と取付け等の担当者として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、同社の現在の総務担当者は、「当社では、当時の資料は何も保管しておらず、当時の担当者も既に退職しているため、申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と供述している。

また、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間の前後に同社で勤務しており、所在の判明した6名の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、給与から厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が同僚であったとするタクシー乗務員は、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認することができず、所在不明のため、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできなかった。

加えて、同社の現在の総務担当者は、「運転手等の一定の職種には試用期間が3か月間設けられているが、当時、整備部門の従業員に試用期間があったかどうかは不明である。」とした上で、「試用期間中に厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 12 月から 20 年 8 月ごろまで
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の従業員であった 8 名に照会したところ、申立人を記憶している者は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について回答を得ることができず、そのうちの 1 名からは、「申立期間当時は、社内で社会保険加入について確立していなかったもので、私も入社して 1 年 2 か月後に加入した。」と供述している。

また、B 社は、「A 社は吸収合併により、当時の資料が無い。」と回答している上、当時の代表取締役及び社会保険手続担当者等の所在は不明であり、これらの者に申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 57 年 9 月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された資料及び申立期間当時のA社の代表者の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同社の申立期間当時の代表者は、「同社は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

また、申立人が、A社に申立期間当時勤務していたとして名前を挙げた従業員に照会したところ、同従業員は、給与明細書等厚生年金保険料の控除の有無を確認できる資料を所持していないが、同社在籍中に、厚生年金保険に加入していたという認識はなく、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 4 日から 44 年 4 月 1 日まで

A 庁に昭和 43 年 11 月 4 日から 44 年 3 月 31 日まで勤務していたので、資格喪失日は同年 4 月 1 日となるはずであるが、43 年 11 月 4 日から 44 年 4 月 1 日までの加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 区役所が保管する申立人の履歴書には、申立人の A 庁での任用期間が昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日までとの記載があり、当該記載には同庁の証明があることから、申立人が申立期間において同庁で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 庁が保管する申立期間当時の「臨時職員取扱要項の制定について」によれば、「臨時職員の任用期間は、いかなる場合においても絶対 10 月を超えることのないよう厳に留意のうえ、適正な人事管理を行うこと。」とされており、同庁に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当時の臨時職員 42 人のうち 37 人は、被保険者期間が 10 か月を超えていないことが確認できる。

このことについて、複数の従業員は「当時は、臨時職員は、雇用期間が短かった。契約期間満了を超えて更新する場合は、特別職となり、厚生年金保険に加入できなかった。一定期間経過すると、再度、厚生年金保険に加入できた。課によって特別職の期間は違っていたと思う。」と供述している。

また、A 庁に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 22 名に照会したところ、回答得られたうちの 7 人は、実際の雇用期間に比べ年金記録の期間が短いとしている。

さらに、A庁では、申立人の申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から24年4月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、Bビルでウェイターとして勤務した申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社Bビルの食堂で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶していた複数の同僚が、申立期間において、同社の厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録から、A社に昭和24年4月1日以降に被保険者資格を取得した複数の従業員から、同日より前に入社したとの回答を得た。このことから、同社では必ずしも全従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 8 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社(現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社からB社に転籍したが勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の同僚の供述により、申立人が、申立期間にA社からB社に異動し、継続して勤務していたことがうかがえる。

なお、A社は、「B社の新規適用日は昭和 62 年 2 月 1 日であるため、新規適用前の従業員は、A社において厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

しかし、A社が保管していた申立人に係る厚生年金保険及び雇用保険加入記録一覧表の記録は、オンライン記録と一致し、申立期間に係る雇用保険の加入記録も無いことが確認できることから、同社及びC社は、申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いとしている。

また、申立人が記憶している同僚及び申立期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員に、申立人の申立期間の厚生年金保険の加入状況等について照会したが、同僚及び複数の従業員は、申立人はアルバイト又は契約社員であったとし、厚生年金保険の加入状況について不明としている。

さらに、上記従業員のうち人事、総務担当であった一人は、アルバイト又は契約社員が関連会社間を異動する際は、いったん退職後、再入社の手続を行っていたと思われるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について、これを確認できる関連資料はなく周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 11 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 62 年 4 月 11 日から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月 13 日以降の期間については、雇用保険の加入記録により、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、申立期間に係る社会保険の関係資料は保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

そこで、オンライン記録から、A社において、申立人と同じ昭和 62 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 4 人のうち、連絡先が判明した 2 人に照会したところ、回答があった 1 人は、当該日より前から同社に勤務していたが、被保険者資格を取得する前の期間については、給与から保険料は控除されていなかったとしている。

さらに、上記 4 人のうち、回答があった 1 人を含む 2 人は、申立期間中は国民年金に加入し、その保険料を納付したことがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料はなく周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から31年8月24日まで
平成21年5月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年10月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。
また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 28 日から 34 年 1 月 1 日まで
60 歳になり年金受給の申請をした時、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、退職時には会社から脱退手当金について説明は無く、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 1 月 1 日の前後 1 年以内に資格喪失した 42 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、36 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 35 名が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち 2 名は申立人と支給決定日が同日であること、当該支給決定の記録がある者のうち 4 名は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 2 月 25 日に支給決定されているなど、事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から32年4月1日まで

夫の年金相談を行うために社会保険事務所(当時)へ行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年4月1日の前後2年以内に資格喪失した者7名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年5月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
60 歳の時に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 1 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 19 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 14 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 4 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 2 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
平成 21 年 9 月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年5月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 1 日から 33 年 10 月 13 日まで
② 昭和 33 年 11 月 10 日から 36 年 1 月 1 日まで

年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受けていることを知った。

しかし、退職時には会社から脱退手当金について説明は無く、受け取った記憶も無い。また、自分で脱退手当金の請求手続はもちろんのこと、脱退手当金をもらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月30日から37年8月5日まで

60歳になって、年金の受給手続のため社会保険事務所（当時）に行ったところ、初めて脱退手当金を受給したことになることを知った。なぜ、脱退手当金をもらったことになっているのかを調査して、受給したという記録を取り消し、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票の前1年、後2年の受給資格のある女性従業員26人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22人に支給記録が確認でき、そのうち20人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。また、当該支給記録があり連絡先が把握できた7人に確認したところ、そのうち3人は事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の周辺事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年6月19日まで
② 昭和29年2月1日から同年4月25日まで
③ 昭和29年11月8日から30年6月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①から③までにおいて加入記録が無い。しかし、A病院に勤務した期間のうちの申立期間①及び②並びにB社C支店に勤務した期間のうちの申立期間③についても、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は昭和28年3月に栄養専門学校を卒業し、同年4月1日から栄養士としてA病院に就職し、29年4月24日に退職したと述べている。

しかしながら、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録がある従業員11人に照会したところ、回答が得られた9人のうち2人は申立人を記憶していたが、申立人の勤務期間を記憶していない。

また、申立期間①について、上記名簿及び同僚の供述から申立人と同様に昭和28年6月19日に厚生年金保険の資格を取得している従業員6人のうち1人は27年12月から勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは6か月後の28年6月19日だったとしている上、A病院において、同年2月9日から同年6月19日までに資格取得した者はいないことが確認できる。

さらに、申立期間②について、上記名簿によると、A病院の健康保険が政府管掌健康保険からD健康保険組合に変更になったことから、昭和29年2月1日に当該名簿が書き替えられていることが確認できるが、当該名簿に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②について、申立人がA病院に就職する前の昭和28年3月に会ったとする同僚は既に死亡している上、29年4月から申立人の後任者として業務を引き継いだとする同僚も不明であることから供述を得ることができず、同病院は、申立人の勤務を確認できる資料を保管していないとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

申立期間③について、B社C支店の従業員の供述から、入社時期は特定できないが、申立人が同社に衛生管理者として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社C支店を継承した同社E支店は、申立期間③における申立人の在籍について、当時の人事記録等を保管していないため確認することができないとしている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和30年6月1日に厚生年金保険の資格を取得した従業員36人のうち13人に照会したところ、回答があった11人のうち7人は29年以前に入社したとしている上、そのうち6人は、「当時臨時社員であり、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。このことから、同社C支店では、申立期間当時、入社後一定期間経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 39 年 11 月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社B支店(現在は、同社D支店)C営業所に正社員として勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、自分は身体障害者であり、A社が身体障害者を雇用する際、厚生年金保険の被保険者として扱わないことは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店C営業所における同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社D支店は、「申立人に係る人事記録を保管していないことから、申立人の勤務の実態を確認できない。」としている。

また、申立人は、公共職業安定所の紹介でA社B支店C営業所に事務職で採用され、身体障害者の正社員であったと主張しているが、同僚の一人は、「同社B支店では事務職を採用していない。事務職はB支店を管轄するEの主管支店において、新規学卒者を採用し、各支店に配属していた。公共職業安定所の紹介で採用された者で、事務補助業務を担当していたとすれば、臨時社員である。」と述べている上、同社F支店の当時の社会保険担当者は、「身体障害者の雇用条件は覚えていないが、身体障害者は軽作業で勤務していた。軽作業のため、臨時社員だったと思う。」と供述している。

さらに、A社F支店の上記社会保険担当者は、「当時、同社各支店では6か月の試用期間のほかに臨時社員期間があり、本採用となるためには、通常は2年かかった。試用期間や臨時社員期間は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述しているところ、同僚の一人も「同社B支店C営業所では、入社時から2年程度、試用期間及び臨時

社員期間があった。私は、その後本採用になったが、本採用前は、社会保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、上記の同僚は、「当時、A社B支店C営業所の社会保険の手続は同支店において、管轄する各営業所分も一括して行っていた。」と供述していることから、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる従業員12人に照会したところ、回答のあった10人のうち9人は、試雇・臨時社員で勤務した期間があるとしており、その期間については、半年から2年以上あったとしている。

これらのことから、A社B支店では、申立期間当時、入社後一定期間経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月ごろから25年3月ごろまで
② 昭和28年8月ごろから32年9月ごろまで

厚生年金保険の記録によると、社会保険担当者としてA事業所に勤務した申立期間①及び代表取締役としてB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い。しかし、申立期間①及び②も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所における従業員の証言から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A事業所の従業員数は7人ほどであり、従業員の出入りは少なかった。」と述べているが、当時の同社における厚生年金保険の被保険者数は、申立期間38か月のうち、29か月が4人以下であり、7人確認できるのは7か月だけであることが、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、同僚に照会したところ、「A事業所は従業員の出入りが激しく、厚生年金保険については、従業員すべてが加入していたわけではない。」と述べている。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、整理番号の欠番や、訂正等は見られない。

加えて、A事業所は既に廃業しており、事業主も連絡先が不明であることから供述を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に代表取締役として勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険の適用記録では、B社は、厚生年金保険の適用事業所と

なっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、当時を知っている者は皆、亡くなっているとしているため、これらの者から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社の代表取締役であったとする申立人は、当時の関連資料は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月 21 日から同年 8 月 21 日まで
② 昭和 50 年 3 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 10 月 21 日から 53 年 2 月 16 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から③までの厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当該期間も同社に継続して勤務しており、うち一部の期間については給与の支給を確認できる家計簿を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までについて、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の申立期間①から③までに係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人のA社における厚生年金保険と雇用保険の加入記録は一致している。

また、A社における当時の経理担当者は、「厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させており、厚生年金保険のみを加入させることは考えられない。」と供述している。

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 47 年 6 月 21 日に厚生年金保険の資格を喪失し、同日に健康保険証が返納された記録が確認できる。

申立期間②については、当時の従業員は、「A社は、不況により従業員の半数以上が人員整理により解雇された。」としている。そこで、A社に係る上記被保険者名簿により、昭和 47 年 8 月 21 日から 50 年 3 月 21 日までの期間に厚生年金保険の資格を取得している従業員 47 人の記録を確認したところ、うち 13 人は同年 3 月 21 日に資格を喪失し、30 人は同年 3 月 20 日前に喪失してお

り、計 43 人が申立人の資格喪失日以前に資格喪失していることが確認できる。

申立期間③については、申立人は、「A社の従業員数は 50 人以上であった。

自身の給与は、日給制であり、正社員でなかった。」と供述しているところ、A社に係る社会保険事務所（当時）の「適用時等の調査記録」によると、昭和 51 年 12 月 14 日時点の同社の被保険者数は 20 人であり、調査結果欄には「日雇適用除外申請指示」と記載されている。

これらのことから、A社では、従業員の一部について、厚生年金保険の被保険者としていなかったことがうかがえる。

また、A社は既に解散している上、当時の事業主は既に亡くなっており、同社及び当該事業主から申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和 51 年及び 52 年度の家計簿に収入として毎月 25 日に 6 万円前後の収入があることから、A社に勤務していたと主張しているが、当該家計簿からは厚生年金保険料の控除を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案9163

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から29年2月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社に勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年6月1日に被保険者となった事業主及び複数の同僚を記憶していることから、勤務期間は特定できないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所別被保険者名簿では、A社は昭和30年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できず、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も連絡先が不明であるため、同社及び当該代表者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

東京厚生年金 事案 9164 (事案 2179 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 26 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間の加入記録が無い。申立期間は、A社に勤務していた。申立期間に同社の関連会社であるB社及びB社C出張所への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務しはじめた時期が特定できず、同社も申立期間当時、仕事の内容が肉体的にも精神的にも厳しかったことから、入社してもすぐに退職する者が多くいたため、従業員の勤務状況を相当期間確認した上で、厚生年金保険の加入手続を行う取扱いがあったとしていることから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、当時の事業主の子（現在の事業主の姉）が申立期間の勤務を証明してくれるはずであるから、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと主張するが、同氏は申立人を記憶しておらず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 25 日から 28 年 1 月 4 日まで
厚生年金保険の記録では、A社で取締役（経理及び社会保険の責任者）として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和 25 年 5 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで継続して勤務したので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に取締役として勤務していたと主張しており、同社の商業登記簿謄本では、申立人は昭和 29 年 3 月 10 日に同社の取締役に就任していることが確認できる。

しかし、A社は、既に倒産しているため関係資料は残っていないため確認できず、また、当時の従業員はいずれも既に死亡しているため、同社及び同社の従業員から、申立人の申立期間に係る勤務状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格喪失日と、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の被保険者資格喪失日は、いずれも昭和 27 年 3 月 25 日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 56 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、出張旅費中の日当も加えた賃金の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は6万4,000円ないし22万円と記録されているところ、申立人は、「勤務した会社は技術指導を行う会社であったため、業務は出張を主体としており、出張費用には日当も含まれていた。日当は労働の対価、すなわち賃金そのものである。」として、給与の月額に出張旅費中の日当も加えた金額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい旨申し立てている。

しかし、オンライン記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、同社から申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が記憶していた、申立人と同一職種の同僚から提出のあった申立期間当時に係る給料支払明細書上の健康保険及び厚生年金保険の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録上の当該同僚に係る標準報酬月額の記録と一致している上、当該明細書には、日当を含む出張旅費に係る記載は無い。

さらに、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、当時、取締役であったことが確認できる申立人の同僚は、「当時、同社では、日当は、出張旅費に係

る規定に基づき、経費として支払っていた。」旨供述しているところ、同社の当時の従業員から提出のあった「給与規程」を見ると、日当、交通費及び宿泊料からなる出張旅費は賃金に含まれておらず、また、賃金とは別に規定されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 9176 (事案 15 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月18日から61年3月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を得たため、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。同社に勤務していたのは間違いなく、また、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A社に勤務していたことは認められるものの、同社は申立期間当時に政府管掌健康保険の適用事業所となっていることから、申立人が厚生年金保険に加入していれば当然当該健康保険に一体として加入しており、他の医療保険には加入していないはずであるところ、申立期間を含む昭和60年5月18日から61年3月31日までの期間、申立人については、その前に勤務していたB社の健康保険組合の健康保険任意継続被保険者となっていた記録が確認できることから、既に当委員会の決定に基づく平成19年12月19日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

なお、健康保険任意継続被保険者の制度は、会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の条件の下に、個人の申請により、従前に引き続き健康保険の被保険者となることができる制度であり、通常、当該退職と同時に厚生年金保険の被保険者資格は喪失となる。

申立人は、申立期間の前後の期間は厚生年金保険の加入記録があり、当該前後の期間は厚生年金保険料が給与から控除されていた旨主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会

の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 33 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、ドレスメーカー学院の教授を退任した後の昭和 31 年の春先から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の回答から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間当時のA社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、同社は、「当時の在職者がいないため確認できないが、異動の激しい職種のため入社から一定期間経過後に加入させていたと想定される。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間同時に同社に勤務していた従業員 17 人に、A社の入社日を照会したところ、申立人と同じデザイン部門の 6 人は、それぞれの厚生年金保険の資格取得日より 10 か月から 12 か月前に入社していることが確認できる。

さらに、申立人について、デザイン部門の従業員の一人は、「しかるべき人の紹介で入社した。」とし、他部門の従業員も、「申立人は特別な扱いで、社員ではなく、嘱託のような契約だったと思う。」と回答し、申立人自身も入社の際について「どなたかの紹介で入り、同期の人もいない。」と述べていることから、申立人の身分はほかの従業員と雇用形態が違っていたことがうかがえる。

加えて、A社には、申立期間当時の社会保険関連書類などが保存されていないことから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

なお、前述の事業所別被保険者名簿と厚生年金保険被保険者番号払出簿の記録に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 2 年 4 月 1 日まで

父が経営するA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社で勤務していたのは確かである。」と主張している。

しかしながら、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い上、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者となっている従業員に文書照会を行ったが、回答は無く、申立期間における申立人の勤務の状況を確認することができない。

また、商業登記簿謄本によれば、A社は平成 13 年 6 月 * 日に解散しており、オンライン記録においても、同社は同日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社の解散時の事業主は申立人の母親であり、同事業主は、「厚生年金保険料の控除があった。」と主張をしているものの、申立期間当時の給与明細書及び同社の賃金台帳等の資料が無いことから、保険料控除の有無を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月1日から25年1月30日まで
② 昭和25年12月1日から26年9月25日まで
③ 昭和26年10月1日から30年6月30日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、それぞれA社、B社及びC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿では、申立人が申立期間に勤務していたとするA社、B社及びC社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所になっておらず、それぞれの事業所の所在地を管轄する法務局における商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社、B社及びC社の上司、同僚の氏名を記憶しているが、これらの者の所在は不明であり、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたか否かについては、申立人に明確な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本及び二人の従業員の供述により、申立人は、申立期間の前後を通じ同社に取締役として勤務していたことが認められる。

しかし、現在のB社は、A社当時の人事会計資料を保管していないことから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した日(昭和49年7月1日)と同日に、申立人の妻が厚生年金保険の資格を喪失している記録が確認できる上、同名簿により、同年7月1日付けで申立人とその妻の健康保険被保険者証が返納されている記録が確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録において離職日の翌日(昭和49年7月1日)と再度資格を取得した日(53年8月1日)は、いずれもオンライン記録の資格の喪失日及び取得日と一致している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において昭和46年から58年までの期間、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が一時喪失されている従業員は申立人以外に3人認められるが、これら3人について連絡先が不明であり、この者から当時の会社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人を記憶している従業員

二人について、申立人に係る厚生年金保険の取扱い、保険料の給与からの控除について照会したが、不明との回答があり、これら二人から、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられている。給与明細書等の資料はないが、事業は発展最盛期にあり、給与が減給されたとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和 61 年 3 月の資格取得時以来 47 万円であったにもかかわらず、62 年 6 月に 28 万円に引き下げられているおり、事業が発展最盛期にあった時期なので、給与の引下げは考えられないと申し立てている。

しかし、複数の従業員が、申立期間当時同社の経営は苦しく、その後まもなく退社した旨供述しており、そのうちの一人は、経営が悪化したため、一部の人の給与を減額して様子を見ると社長から説明があった旨供述している。また、複数の従業員が、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、厚生年金基金加入員台帳には、申立人の申立期間における標準報酬月額が 28 万円である旨記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備や、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡はなく、オンライン記録と一致している。

加えて、A社は、昭和 63 年 6 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成 20 年 2 月 * 日に解散している上、申立期間当時の事業主は、資料が無く不明である旨回答していることから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。